

瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書

平成24年4月13日

高松市・直島町

瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する
協定書

高松市（以下「甲」という。）と直島町（以下「乙」という。）は、瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書（平成23年1月14日締結）による変更後の瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定書（平成22年1月14日締結）に関し、次の条項によりその一部を変更する協定を締結した。

第3条第1号イを次のように改める。

イ 福祉

(ア) 高齢者保護の充実

a 取組の内容

高齢者保護の充実を図るため、認知症対応型共同生活介護サービスの制度運用を見直し、認知症高齢者の利用を支援する。

b 甲の役割

乙の区域から転入した認知症高齢者が、認知症対応型共同生活介護サービスを円滑に利用できるよう支援する。

c 乙の役割

甲の区域内の事業者が提供する認知症対応型共同生活介護サービスの利用について、乙の区域内の住民に周知するとともに、乙の区域内でのサービス提供事業者の進出に努める。

(イ) 広域的な審査会の実施

a 取組の内容

事務事業の適正化および効率化を図るため、介護認定審査会業務および障害程度区分等審査会業務を連携して行う。

b 甲の役割

乙からの委託を受け、乙の介護認定審査会業務および障害程度区分等審査会業務を受託し、処理する。

c 乙の役割

介護認定審査会業務および障害程度区分等審査会業務を甲に委託する。

第3条第1号エ(ア) a 中「情報発信」の次に「および圏域内の祭りや各種イベントなどにおける相互交流」を加え、同号エ(ア) b に次のように加える。

(c) 圏域内の祭りや各種イベントなどの周知宣伝活動を行うことにより、相互交流を促進する。

第3条第1号エ(ア) c に次のように加える。

(d) 圏域内の祭りや各種イベントなどにおいて、相互交流を行う。

第3条第2号カ(エ) b 中「環境学習講座，環境プラザ出前講座等」を「環境学習講座等」に改め、同条第3号イを次のように改める。

イ その他

(ア) 大学等との連携事業

a 取組の内容

取組事項の効果的な実施を図るため、圏域内の大学等と相互に連携して研究交流を行う。

b 甲の役割

圏域内の大学等と連携協力して取組事項について調査研究を行い、その成果を取りまとめて乙および関係機関に周知し、ならびにその成果を活用することにより、取組事項の効果的な実施を図る。

c 乙の役割

甲が圏域内の大学等と連携協力して行う取組事項についての調査研究に協力し、その成果を活用することにより、取組事項の効果的な実施を図る。

(イ) 市民活動団体等との協働事業

a 取組の内容

市民活動団体等との協働を推進するため、市民活動団体等の持つ専門性・先駆性・柔軟性などの特性を生かした協働企画提案型の委託事業（以下「協働企画提案事業」という。）を実施する。

b 甲の役割

圏域内の市民活動団体等から協働企画提案事業を募集し、採択した事業を実施する。

c 乙の役割

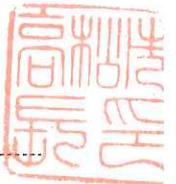
協働企画提案事業について、乙の区域内的の市民活動団体等に周知するとともに、市民活動団体等の育成に努める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年4月13日

甲 高松市
高松市長

大西 秀人



乙 直島町
直島町長

濱 孝天

